

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月10日

学校法人 大阪経済大学
理 事 会 御中

伊藤公認会計士事務所

公認会計士 伊 藤 誠 一 ㊞

高木公認会計士事務所

公認会計士 高 木 茂 ㊞

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人大阪経済大学の平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人大阪経済大学の平成21年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更等に記載のとおり、減価償却の方法について、次のとおり変更した。

1. 建物（鉄筋・鉄骨コンクリート造等）の耐用年数が一部60年となっており、これらについて経済的実態を勘案して、すべて耐用年数を50年に変更した。
2. 機器備品のうち総合償却していたものについて、資産の実態を厳正に把握し会計処理の統一性を図るため、個別償却に変更した。
3. 従来、有形固定資産の減価償却額の計算に当たっては、残存価額を取得価額の10%としているものや残存価額を零として現物の有無にかかわらず減価償却終了年度において一括除却処理しているものが混在していたが、経済的実態を勘案し会計処理の統一性を図るため、残存価額を置かない備忘価額1円とする減価償却に変更した。
4. 一部の有形固定資産の減価償却額の計算においては、簡便法により有形固定資産を事業の用に供した年度において1年分の減価償却額を計上してきたが、事業供与経過月数に対応した減価償却額を計上することとした。

学校法人大阪経済大学と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上